

平成 25 年 8 月 17 日

各 位

会社名 株式会社アイケイ
 代表者名 代表取締役社長 飯田 裕
 (JASDAQ・コード 2722)
 問合せ先 常務取締役管理統括 高橋伸宜
 (TEL 052-856-3128)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 25 年 7 月 9 日開示の「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は太字網掛け部分です。

記

2. 定款変更の内容

【訂正前】

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,766,400 株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 6 条の 2 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 35 条 (現行どおり)</p>

【訂正後】

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,766,400株とする。</p> <p>(単元株式数) 第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第40条 (現行どおり)</p>

以上